

令和3年「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」実施要領

1 目的

シートベルト・チャイルドシートは、道路交通法で着用が義務化されていますが、本年6月末現在、シートベルト非着用の死者は8人（運転者5人、後席同乗者3人）で、自動車乗車中の死者16人（適用除外者を除く）の50.0%を占めています。

また、このうち7人はシートベルトを着用していれば命を落とすことがなかったと思われます。

このような状況を踏まえ、岐阜県交通安全対策協議会では、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることで、交通事故から大切な命を守り、被害を軽減することを目的に、10月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」として、実施機関・団体が連携を図りながら、交通安全教育の推進及び広報啓発活動を実施することとします。

2 実施期間

令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

3 運動の重点

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村、保健所、保育園等で、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行い、実践的な指導を徹底する。○ 県では、JAF協力のもとシートベルト着用効果体験車（シートベルトコンビンサー）を用いた体験学習「スクールセーフティ」（小学校対象）、「キッズセーフティ」（保育園等を対象）を実施し、シートベルト・チャイルドシート着用の効果及び正しい着用に関する交通安全教育を実施する。○ 各種会合等において、シートベルト・チャイルドシートの非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解、正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。○ 職場では、朝礼時等の機会を通じて、シートベルト着用効果を理解させるほか、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%を目指す。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭では、シートベルト・チャイルドシートの着用の効果、必要性について家族で話し合うとともに車で出かける家族に「シートベルト・チャイルドシートを忘れないでね」の“愛のひと声運動”を徹底する。○ 街頭指導において啓発チラシを配布するなど、あらゆる広報媒体を活用し、特に後部座席に対するシートベルト着用の啓発を強化する。○ 10月をシートベルト・チャイルドシート着用強調月間とし、特に後部座席の着用率向上に向けた集中的な取組みを展開する。○ 運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するよう広報啓発する。○ チャイルドシートの使用義務期間（6歳未満）が過ぎた子供で、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシート・ジュニアシートを使用するよう広報啓発する。○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者が主体となって、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。

5 資料

(1) 全座席シートベルト着用義務について

○ 根拠法令

道路交通法第71条の3（抜粋）

- 1項 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
- 2項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
- 3項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児（6歳未満）を乗車させて自動車を運転してはならない。

○ 損害賠償上のリスク

シートベルト非着用による被害の拡大は被害者の過失とされるため、被害者であっても、損害賠償等の場面で十分な補償が受けられなくなる可能性があります。

(2) 後部座席非着用の危険性

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

(3) シートベルトの正しい着用方法



警察庁資料

(4) チャイルドシートを正しく使用しない場合の危険性

- チャイルドシートの適正な使用が子供の命を守ります

取付け固定が不十分であったり、正しく座らせなかった場合には、交通事故時にチャイルドシートがシートベルトから分離してしまったり、幼児がチャイルドシートから飛び出してしまうなど、チャイルドシート本来の機能が発揮できないことがあります。

- 6歳未満の子供や、シートベルトを適切に着用できない子供は、チャイルドシートを使用させましょう。

※抱っこでは子供の命は守れません